

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成31年3月6日認可した。

平成31年3月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
豊浜町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）梶谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）本村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）雲岡地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）浜長谷1号地区
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）常次下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）城谷池地区
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）八兵2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大福地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）柞田川地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中横井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上杉林地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）残水西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下組2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上の段地区
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）向井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）古川東地区